

## 議会運営委員会の概要

### 1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について

事務局長が人事異動により新たに本委員会に出席する事務局職員を紹介した。

総務部長が人事異動により新たに本委員会に出席する執行部職員を紹介した。

議会事務連絡員がそれぞれ自己紹介を行った。

### 2 5月臨時会の招集見通しについて

総務部長から、5月臨時会は5月22日(水)に招集したい旨、説明がなされた。

### 3 5月臨時会の告示案件について

5月臨時会の告示案件について、議会関係は議事調査課長から別紙「5月臨時会の告示案件について」のとおりである旨、執行部関係は総務部長から別紙「令和元年5月臨時会告示予定案件」のとおりである旨説明がなされた。

### 4 臨時会の会期と日程(見込み)について

議事調査課長から、5月臨時会の会期は5月22日(水)から28日(火)までの7日間となる見込みであり、会期中の本会議、委員会の開催は、別紙「5月臨時会日程(見込み)」のとおりである旨説明がなされた。

また、「5月臨時会日程(見込み)」はホームページで公表したい旨説明があり、了承された。

### 5 会派結成届の提出について

議事調査課長から、会派結成届について別紙により様式を配付しているが、4月25日(木)午後1時まで提出願いたい旨説明があり、了承された。

## 6 世話人及び代表世話人の選出について

議事調査課長から、別紙「世話人会及び代表世話人会について」に基づき、一般選挙後議会運営委員が選任されるまでの間、議会運営に関する「協議又は調整の場」として、各交渉団体(所属議員5人以上の会派)から選出された議員により構成する「世話人会」を設置すること、また、会派協議会の新たな構成員が決まるまでの間は「代表世話人会」を設置することとされていることから、交渉団体は、世話人等推せん者名簿を4月25日(木)午後1時まで提出願いたい旨説明があり了承された。

## 7 世話会の協議事項について

議事調査課長から、別紙「世話人会協議事項(案)」により説明があった。

## 8 世話会の開催期日と招集権者について

議事調査課長から、別紙「代表世話人会・世話会の開催期日(案)」及び招集権者は現在の議会運営委員長である旨説明があった。

## 9 山形県議会傍聴規則等の一部改正について

事務局次長から、別紙「山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則(案)」及び「山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の一部改正(案)」により説明があり、了承された。

## 10 その他

### (1) 平成31年度組織機構の改正について

総務部長から、別紙「平成31年度組織機構の改正のポイント」により報告があった。

#### 【発言概要、質疑等】

(森谷委員) 豪雨災害からの復旧に向けて、最上総合支庁に「最上豪雨災害復旧対策室」が新設された。この対策室については、いつごろまでという期間は設けるのか。

⇒(総務部長) 本県では、昨年8月に豪雨災害が発生し、最上地域を中心に甚大な被害が発生した。これまでの災害に比較し、被害箇所が多く、また被害も広範にわたっていることから、「最上豪雨災害復旧対策室」を新設したところである。設置の期間については今のところ未定であり、その都度、必要に応じて見直しを行っていく。

(森谷委員) 豪雨災害の復旧については、村山、最上、庄内の各総合支庁の体制を強化することだが、何をどのように強化するのか。

⇒ (総務部長) 最上総合支庁河川砂防課で4名の増、北村山の河川砂防課で1名増など、全体として7人の増員としている。

(後藤委員) 「鉄道機能強化主幹」を新設し、福島～米沢間のトンネル整備の早期事業化に向けたJR等との調整業務を推進するということだが、JRからトンネル整備に関する調査結果が示されてから既に1年5か月が経過している。早期事業化と言っているが、着工するという見通しが出るまでどのぐらいかかるのか。

2月定例会の予算特別委員会での質疑を準備するにあたり、JRや国土交通省の関係者との意見交換した際、両者とも、福島～米沢間については、新幹線対応は考えておらず、あくまでも防災トンネルとして進めるということであった。

県としても防災トンネルということで整理して進めていただきたい。あくまでも新幹線対応のトンネルを整備するとするならば、その財源は、どこが負担するのか、国やJRが一部出してくれるのか。

担当部長がおらず回答が難しいかもしれないが、どうか。

⇒ (総務部長) 奥羽・羽越新幹線の早期実現に向けて、本年度は、福島～米沢間のトンネル整備の早期実現に向けた取組みを強化したいと考えている。いつまでというところについては、今、お答えできるものがない。

今後も事業主体であるJR東日本との協議を進めてまいりたい。また、国土計画や交通政策に関する有識者との協議も進めていきたいと考えている。さらに福島県との連携に加え、シンポジウムの開催や若者との協働による動画制作などにより、県民の一層の理解促進や機運醸成を図ってまいりたい。

(後藤委員) JRからトンネル整備に関する調査結果が示されてから1年5か月が経過している。JRでは、防災トンネルの整備を前提に費用は1,500億円、期間が15年という試算を出している。事業の必要性はわかっているので、シンポジウムを開催する必要はないのではないか。できるだけ早く、着工の見通しを示してほしい。

## (2) 県立鶴岡南高等学校における「指導要録の写し」の誤廃棄について

教育長から、別紙「県立鶴岡南高等学校における『指導要録の写し』の誤廃棄について」により報告があった。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

平成 31 年 4 月 22 日 (月)

午 前 10 時

- 1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について
- 2 5月臨時会の招集見通しについて
- 3 5月臨時会の告示案件について
- 4 5月臨時会の会期と日程（見込み）について
- 5 会派結成届の提出について
- 6 世話人及び代表世話人の選出について
- 7 世話人会の協議事項について
- 8 世話人会の開催期日と招集権者について
- 9 山形県議会傍聴規則等の一部改正について
- 10 その他



# 議会事務連絡員名簿

(平成31年4月1日現在)

部 局 名	課・職名	氏 名	電話番号
総 務 部	財 政 課 副 主 幹	安孫子 幸 一	2048
総 務 部	財 政 課 課 長 補 佐	桃 井 亮 一	2047
総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	青 山 均	2147
総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	長 澤 好 巳	2140
総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	林 圭 一	2140
総 務 部	人 事 課 副 主 幹	岩 瀬 一	2022
企 画 振 興 部	企 画 調 整 課 副 主 幹	保 科 孝 宏	3310
防 災 く ら し 安 心 部	防 災 危 機 管 理 課 副 主 幹	佐 藤 寿 紀	2195
環 境 エ ネ ル ギ ー 部	環 境 企 画 課 副 主 幹	高 嶋 智 弘	3365
子 育 て 推 進 部	子 育 て 支 援 課 副 主 幹	佐 藤 克 也	2265
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 企 画 課 副 主 幹	鈴 木 由 美 子	2246
商 工 労 働 部	産 業 政 策 課 副 主 幹	笠 島 信 行	2357
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部	観 光 立 県 推 進 課 副 主 幹	榎 英 毅	2374
農 林 水 産 部	農 政 企 画 課 副 主 幹	小 泉 篤	2421
県 土 整 備 部	管 理 課 副 主 幹	菅 原 正 春	2577
会 計 局	会 計 課 副 主 幹	鹿 内 芳 明	2722
企 業 局	総 務 企 画 課 副 主 幹	吉 田 正 幸	2731
病 院 事 業 局	県 立 病 院 課 副 主 幹	齋 藤 真 朗	2328
教 育 庁	総 務 課 副 主 幹	安 達 晃 司	2910
警 察 本 部	総 務 企 画 課 総 務 調 査 官	川 崎 啓 司	2926
監 査 委 員 事 務 局	監 査 課 副 主 幹	相 田 健 治	2659
人 事 委 員 会 事 務 局	職 員 課 副 主 幹	金 丸 利 博	2779
労 働 委 員 会 事 務 局	審 査 調 整 課 副 主 幹	齋 藤 恵 美 子	2795

## 5月臨時会の告示案件について

### 〔議会関係〕

- 1 山形県議会議長の選挙について
- 2 山形県議会副議長の選挙について
- 3 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 山形県議会常任委員会委員の選任について
- 5 山形県議会議会運営委員会委員の選任について
- 6 山形県議会特別委員会の設置について
- 7 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について

# 平成31年4月22日議会運営委員会資料

## 令和元年5月臨時会告示予定案件

### 1 専決処分の承認 2 件

#### (1) 予算案件

平成30年度山形県一般会計補正予算（第7号）

#### (2) 条例案件

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について

### 2 人事案件 1 件

山形県監査委員の選任について

# 令和元年山形県議会 5 月臨時会日程（見込み）

会期：5月22日（水）～28日（火）〔7日間〕

〔平成31年4月22日現在〕

月 日	曜	議 会 日 程	開 始 時 刻	会 場
5 月 2 2 日	水	代表世話人会 ※	午前9時30分	議長応接室
		世話人会	午前10時	議会運営委員会室
		本会議 （開会、仮議席の指定、会議録署名議員の指名、 会期の決定、議長の選挙、副議長の選挙、 議席の指定、委員会条例の一部改正（発議案上程））	世話人会終了後	議場
		代表世話人会 ※	本会議終了後	議長応接室
2 3 日	木	（意見調整）	—	—
2 4 日	金	（意見調整）	—	—
2 5 日	土	（休日）	—	—
2 6 日	日	（休日）	—	—
2 7 日	月	代表世話人会 ※	午前9時30分	議長応接室
		世話人会	午前10時	議会運営委員会室
		本会議 （常任委員、議運委員選任、 特別委員会設置（発議案上程、特別委員選任）、 議案上程、知事説明、関係常任委員会付託）	世話人会終了後	議場
		予算特別委員会	本会議終了後	予算特別委員会室
		議会運営委員会	予算特別委員会終了後	議会運営委員会室
		特別委員会		委員会室
		総務常任委員会	議会運営委員会 ・特別委員会終了後	第1委員会室
		文教公安常任委員会		第2委員会室
		厚生環境常任委員会		第6委員会室
		農林水産常任委員会		第5委員会室
		商工労働観光常任委員会		第4委員会室
建設常任委員会	第3委員会室			
2 8 日	火	会派協議会 ※		午前9時30分
		議会運営委員会	午前10時	議会運営委員会室
		本会議 （関係常任委員長報告、採決、 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、閉会）	議会運営委員会終了後	議場

注1) ※の会議等は非公開となります。

注2) 上記日程は平成31年4月22日現在のものであり、日程の追加や変更がなされる場合がありますので十分ご留意願います。

平成 年 月 日

山形県議会議長 殿

会 派 名

代表者氏名

## 会 派 結 成 届

下記のとおり会派を結成したので届けます。

記

1 会派の名称

2 代表者氏名

3 所属議員数 名

4 所属議員氏名 (別紙のとおり)



# 世話人会及び代表世話人会について

## ■ 山形県議会会議規則（抜粋）

（協議又は調整を行うための場）

第123条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

別表（第123条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
山形県議会 世話人会	一般選挙後、新たな議会運営委員が決まるまでの間の議会の運営に関する協議又は調整	各交渉団体から 選出された議員	議会運営 委員長
山形県議会 代表世話人会	一般選挙後、山形県議会会派協議会の新たな構成員が決まるまでの間の議会の運営に関する各会派間の協議又は調整	各交渉団体から 選出された議員	議会運営 委員長

## ■ 山形県議会先例集（抜粋）

### 五十 世話会の構成及び運営

- 1 世話会の構成は、議会運営委員会の例による。
- 2 世話会は、臨時会の会期、議席、正副議長選挙の方法及び議会の構成等（議会運営委員会委員、常任委員会委員、特別委員会委員、監査委員、附属機関等各種委員の選任等）について協議するものとする。

## ■ 山形県議会世話人会要綱（抜粋）

（構成）

- 2 世話会は、交渉団体（議長に届け出ている会派のうち所属議員5人以上を有する会派をいう。）から選出された議員12名をもって組織する。

## ■ 山形県議会代表世話人会要綱（抜粋）

（構成）

- 2 代表世話会は、交渉団体（議長に届け出ている会派のうち所属議員5人以上を有する会派をいう。）から選出された議員をもって組織する。

## ◎ 世話会の構成

定数12名を各交渉団体（所属議員5名以上の会派）の所属議員数に応じて按分

$$12 \times \frac{\text{各交渉団体の所属議員数}}{\text{交渉団体所属議員の総数}}$$

## ◎ 代表世話会の構成

世話会の座長

〃 副座長

その他 第一会派から 2名

その他の会派から 各1名

## 世話人会協議事項（案）

- 1 正副座長の選出について
- 2 5月臨時会の会期と日程（案）について
- 3 会派結成届について
- 4 仮議席及び議席の決定について
- 5 議長選挙及び副議長選挙の方法について
- 6 山形県議会委員会条例の一部改正について
- 7 特別委員会の設置等について
- 8 予算特別委員会委員席の会派別枠について
- 9 議運委員、常任委員、特別委員及び正副委員長の会派割振りについて
- 10 質問者数及び質問時間の割振りについて（本会議、予算特別委員会）
- 11 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について
- 12 議会選出監査委員の推薦について
- 13 議会選出各種委員等の推薦について
- 14 本会議及び各委員会の出席要求対象者について
- 15 臨時議長となる議員への依頼について
- 16 各会派控室等の割振りについて
- 17 その他

## 代表世話人会・世話人会の開催期日（案）

### 1 5月臨時会招集前

(1) 5月 7日（火）

○ 代表世話人会 午前9時30分

○ 世話人会 午前10時

(2) 5月13日（月）

○ 代表世話人会 午前10時

(3) 5月17日（金）

○ 代表世話人会 午前9時30分

○ 世話人会 午前10時

### 2 5月臨時会会期中

(1) 5月22日（水）

○ 代表世話人会 午前9時30分

○ 世話人会 午前10時

(2) 5月27日（月）

○ 代表世話人会 午前9時30分

○ 世話人会 午前10時

※5月28日（火）は、新メンバーによる議会運営委員会が開催される。

山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
<p>(別記様式第1号)</p> <div data-bbox="236 421 635 1093" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山</td> <td style="text-align: center;">昭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">形</td> <td style="text-align: center;">和</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">傍</td> <td style="text-align: center;">(当日限り有効)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">聴</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">券</td> <td></td> </tr> </table> </div>	第	号	山	昭	形	和	県	年	議	月	会	日	傍	(当日限り有効)	聴		券		<p>(別記様式第1号)</p> <div data-bbox="901 421 1300 1093" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">形</td> <td style="text-align: center;">年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会</td> <td style="text-align: center;">(当日限り有効)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">傍</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">聴</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">券</td> <td></td> </tr> </table> </div>	第	号	山		形	年	県	月	議	日	会	(当日限り有効)	傍		聴		券	
第	号																																				
山	昭																																				
形	和																																				
県	年																																				
議	月																																				
会	日																																				
傍	(当日限り有効)																																				
聴																																					
券																																					
第	号																																				
山																																					
形	年																																				
県	月																																				
議	日																																				
会	(当日限り有効)																																				
傍																																					
聴																																					
券																																					
<p>(別記様式第2号)</p> <div data-bbox="236 1261 635 1955" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山</td> <td style="text-align: center;">至自</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">形</td> <td style="text-align: center;">昭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">和</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議</td> <td style="text-align: center;">年年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会</td> <td style="text-align: center;">月月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">傍</td> <td style="text-align: center;">日日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">聴</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">証</td> <td></td> </tr> </table> </div>	第	号	山	至自	形	昭	県	和	議	年年	会	月月	傍	日日	聴		証		<p>(別記様式第2号)</p> <div data-bbox="901 1261 1300 1955" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山</td> <td style="text-align: center;">至自</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">形</td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">年年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議</td> <td style="text-align: center;">月月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会</td> <td style="text-align: center;">日日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">傍</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">聴</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">証</td> <td></td> </tr> </table> </div>	第	号	山	至自	形		県	年年	議	月月	会	日日	傍		聴		証	
第	号																																				
山	至自																																				
形	昭																																				
県	和																																				
議	年年																																				
会	月月																																				
傍	日日																																				
聴																																					
証																																					
第	号																																				
山	至自																																				
形																																					
県	年年																																				
議	月月																																				
会	日日																																				
傍																																					
聴																																					
証																																					

## 山形県議会議員の派遣等に関する取扱要領の一部改正(案)新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
(別記様式第1号の2) 平成 年 月 日	(別記様式第1号の2) 年 月 日																																				
山形県議会議長 様	山形県議会議長 様																																				
調査団代表 _____ 印	調査団代表 _____ 印																																				
海外政策課題調査派遣申請書	海外政策課題調査派遣申請書																																				
海外政策課題調査を下記のとおり計画しましたので、山形県議会海外政策課題調査派遣について申請します。	海外政策課題調査を下記のとおり計画しましたので、山形県議会海外政策課題調査派遣について申請します。																																				
記	記																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">調 査 期 間</td> <td>平成 年 月 日 から 月 日 ( 日間)</td> </tr> <tr> <td>所 要 額</td> <td>円 (調査団員一人当たり 円)</td> </tr> <tr> <td>調 査 先 国</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調 査 内 容 等</td> <td>別添「海外政策課題調査計画書」のとおり</td> </tr> <tr> <td>調 査 団 員</td> <td>計 名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加議員氏名 (会派名)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( )</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>会 派 了 承 証 明</td> <td>                     本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。                      ・会派名 代表者名                      印                      印                 </td> </tr> <tr> <td>※ 議 決 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※ 報 告 日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>	調 査 期 間	平成 年 月 日 から 月 日 ( 日間)	所 要 額	円 (調査団員一人当たり 円)	調 査 先 国		調 査 内 容 等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり	調 査 団 員	計 名	参加議員氏名 (会派名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( )</li> </ul>	会 派 了 承 証 明	本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 印	※ 議 決 日	平成 年 月 日	※ 報 告 日	平成 年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">調 査 期 間</td> <td>年 月 日 から 月 日 ( 日間)</td> </tr> <tr> <td>所 要 額</td> <td>円 (調査団員一人当たり 円)</td> </tr> <tr> <td>調 査 先 国</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調 査 内 容 等</td> <td>別添「海外政策課題調査計画書」のとおり</td> </tr> <tr> <td>調 査 団 員</td> <td>計 名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">参加議員氏名 (会派名)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( )</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>会 派 了 承 証 明</td> <td>                     本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。                      ・会派名 代表者名                      印                      印                 </td> </tr> <tr> <td>※ 議 決 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※ 報 告 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	調 査 期 間	年 月 日 から 月 日 ( 日間)	所 要 額	円 (調査団員一人当たり 円)	調 査 先 国		調 査 内 容 等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり	調 査 団 員	計 名	参加議員氏名 (会派名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( )</li> </ul>	会 派 了 承 証 明	本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 印	※ 議 決 日	年 月 日	※ 報 告 日	年 月 日
調 査 期 間	平成 年 月 日 から 月 日 ( 日間)																																				
所 要 額	円 (調査団員一人当たり 円)																																				
調 査 先 国																																					
調 査 内 容 等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり																																				
調 査 団 員	計 名																																				
参加議員氏名 (会派名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( )</li> </ul>																																				
会 派 了 承 証 明	本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 印																																				
※ 議 決 日	平成 年 月 日																																				
※ 報 告 日	平成 年 月 日																																				
調 査 期 間	年 月 日 から 月 日 ( 日間)																																				
所 要 額	円 (調査団員一人当たり 円)																																				
調 査 先 国																																					
調 査 内 容 等	別添「海外政策課題調査計画書」のとおり																																				
調 査 団 員	計 名																																				
参加議員氏名 (会派名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ( )</li> </ul>																																				
会 派 了 承 証 明	本海外政策課題調査計画については、会派として了承していることを証明する。 ・会派名 代表者名 印 印																																				
※ 議 決 日	年 月 日																																				
※ 報 告 日	年 月 日																																				
<p>注1 提出の際は複数の業者から徴収した見積書を事務局に提出してください。 派遣に係る経費は、航空賃、宿泊料、現地交通費及び現地通訳費等合わせて、調査団員一人当たり80万円以内です。</p> <p>2 調査団員が5名を超える場合は、その理由を付してください。(様式自由)</p> <p>※の欄は記入しないこと。</p>	<p>注1 提出の際は複数の業者から徴収した見積書を事務局に提出してください。 派遣に係る経費は、航空賃、宿泊料、現地交通費及び現地通訳費等合わせて、調査団員一人当たり80万円以内です。</p> <p>2 調査団員が5名を超える場合は、その理由を付してください。(様式自由)</p> <p>※の欄は記入しないこと。</p>																																				

現 行

(別記様式第1号の3)

海外政策課題調査計画書

調査団代表 \_\_\_\_\_

1 調査テーマ	
2 調査の必要性	
3 調査目的	
4 調査内容	
5 調査先国等	(1) 訪問国  (2) 調査先(調査箇所)  (3) 調査先を選定した理由
6 調査行程	平成____年 月 日( )から 月 日( ) ( 泊 日。調査行程表は別紙のとおり)

改 正 案

(別記様式第1号の3)

海外政策課題調査計画書

調査団代表 \_\_\_\_\_

1 調査テーマ	
2 調査の必要性	
3 調査目的	
4 調査内容	
5 調査先国等	(1) 訪問国  (2) 調査先(調査箇所)  (3) 調査先を選定した理由
6 調査行程	____年 月 日( )から 月 日( ) ( 泊 日。調査行程表は別紙のとおり)

# 平成31年度 組織機構の改正のポイント

平成31年4月22日  
総務部

“やまがた創生”を拡大・加速するための組織体制の整備  
～ 県民生活の更なる安全・安心・豊かさを目指して ～

## ◎ 防災力の強化による安全・安心な県民生活の実現

### (1) 『防災くらし安心部』の新設

頻発・激甚化する自然災害等への迅速かつ確かな対応に向け、防災力をはじめとする総合的な危機管理機能の充実・強化を図るとともに、県民が地域で安全・安心に生活するための支援を強力に推進するため、『防災くらし安心部』を新設する。  
なお、有事における危機管理情報の一元管理及び初動対応等を的確に行うため、引き続き「危機管理監」を配置（防災くらし安心部長兼務）するとともに、正確な危機管理情報を県民に対し迅速に発信するため、「危機管理広報監」を新設（防災くらし安心部次長兼務）する。

### (2) 『防災危機管理課』、『消防救急課』及び『消費生活・地域安全課』の新設

平時からの防災教育の充実、災害発生時の情報収集力・対応力の強化や広報の充実、消防業務の連携促進、救急業務の高度化の推進など、自助・共助・公助が一体となった「災害に強い山形県」の実現に向けた取組みを機動的かつ効率的に進めるため、危機管理課を改編し、『防災危機管理課』及び『消防救急課』を新設する。  
また、民法改正の成年年齢引下げ等に対応した消費者教育・啓発を推進するとともに、自転車安全利用の環境整備、犯罪被害者支援体制の強化等に向けた取組みをより一層推進するため、くらし安心課を『消費生活・地域安全課』に改組する。

## ◎ 豪雨災害からの迅速な復旧

最上地域を中心に本県に甚大な被害をもたらした平成30年8月の二度にわたる豪雨災害からの一刻も早い復旧に向け、災害復旧事業を迅速かつ円滑に推進するため、最上総合支庁建設部河川砂防課に『最上豪雨災害復旧対策室』を新設するとともに、村山、最上、庄内の各総合支庁関係課の体制を強化する。

## ◎ 県産品の更なる輸出拡大の推進

県産品（日本酒、工芸品、工業製品等）について、製造段階からマーケティング、国内外での販路開拓・拡大に向けた施策を一体的に推進するため、経済交流課を観光文化スポーツ部から商工労働部に移管し、『貿易振興課』に改組する。

## ◎ やまがた森林ノミクスの更なる推進

高性能林業機械の導入促進、ICTを活用した森林情報の高度化、林業技術者等の人材育成、再生林の加速化、県産木材の利用拡大など川上から川下まで総合的な取組みを推進し、やまがた森林ノミクスの加速化を図るため、林業振興課を『森林ノミクス推進課』に改組する。

## ◎ 文化・芸術の更なる振興

山形県総合文化芸術館の開館に向けた準備を着実かつ迅速に進めるため、山形県総合文化芸術館整備推進室を『山形県総合文化芸術館整備推進課』に改組する。

## ◎ 重要施策の推進に向けた調整機能の発揮

人口減少が急速に進む中、「オール山形」で移住・定住施策を展開するための外部団体の設立に向けた市町村、企業及び大学等との対外的な折衝・調整業務の増加への対応をはじめ、ICTの利活用によるイノベーションの創出、「いきいき雪国やまがた」づくりの推進に取り組んでいくため、企画振興部に部長級の「調整監（兼）次長」を新設する。  
また、福島～米沢間のトンネル整備の早期事業化に向け、JR等との折衝・調整業務を円滑に推進するため、総合交通政策課に「鉄道機能強化主幹」を新設する。

## ◎ 内陸食肉衛生検査所の『置賜食肉衛生検査所』への改組

平成31年4月より山形市が中核市へ移行することに伴い、山形市区域のと畜検査等の業務が山形市に移譲するため、内陸食肉衛生検査所を『置賜食肉衛生検査所』に改組するとともに、位置を米沢市に変更する。

組織改正の新旧対照表（抜粋）

	31年度	30年度
防災くらし安心部	○防災危機管理課（復興・避難者支援室） ○消防救急課 ○消費生活・地域安全課 ○食品安全衛生課	—
環境エネルギー部	○環境企画課 … ○みどり自然課	○環境企画課 … ○みどり自然課
危機管理・くらし安心局	—	○危機管理課（復興・避難者支援室） ○くらし安心課 ○食品安全衛生課
商工労働部	○産業政策課（地域産業振興室） … ○貿易振興課 ○雇用対策課 （正社員化・働き方改革推進室）	○産業政策課（地域産業振興室） … ○雇用対策課 （正社員化・働き方改革推進室）
観光文化スポーツ部	○観光立県推進課 （美食・美酒ツーリズム推進室） … ○県民文化スポーツ課 ○山形県総合文化芸術館整備推進課	○観光立県推進課 （美食・美酒ツーリズム推進室） … ○経済交流課 ○県民文化スポーツ課 （山形県総合文化芸術館整備推進室）
農林水産部	○農政企画課（団体検査指導室） … ○農村整備課 ○森林ノミクス推進課	○農政企画課（団体検査指導室） … ○農村整備課 ○林業振興課

出先機関	○置賜食肉衛生検査所	○内陸食肉衛生検査所（置賜支所）
------	------------	------------------

最上総合支庁	○建設部 … ・河川砂防課 （最上豪雨災害復旧対策室） （最上小国川流水型ダム建設室）	○建設部 … ・河川砂防課 （最上小国川流水型ダム建設室）
置賜総合支庁	○建設部 … ・河川砂防課 …	○建設部 … ・河川砂防課 （県南豪雨災害復興推進室） …

注) 赤：新設 青：廃止

## 県立鶴岡南高等学校における「指導要録の写し」の誤廃棄について

### 1 誤廃棄の概要・経過

県立鶴岡南高等学校全日制で、中学校から送付を受けた平成30年度入学生（新2年生）200名分の「指導要録の写し」を誤って廃棄（鶴岡市クリーンセンターへの直接持込みによる焼却処分）した。

（経過）

- ・学年の担当教員が、当該書類の内容を明示せずに教務課が管理するキャビネット内に保管していた。
- ・3月14日（木）教務課の担当教員が、書類整理のため、当該書類の内容を確認することなく書庫に移動させ、床に置いて施錠した。
- ・3月28日（木）別の職員が、書庫の床にある書類の内容を確認することなく廃棄対象書類として整理し、学校玄関に移動させた。
- ・同日さらに別の職員が、廃棄対象書類を運搬用トラックに積み込み、自ら車を運転して鶴岡市クリーンセンターに運び込み、焼却処分した。

### 2 誤廃棄した書類について

「指導要録の写し」

「氏名」「生年月日」「現住所」「各教科の学習の記録」「指導上参考となる諸事項」などの情報を記載したものの写し

（学校教育法施行規則第24条第2項）

「校長は、児童等が進学した場合においては、・・・当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。」

### 3 教育委員会の対応

- ・県立高校全校対象に「指導要録の写し」の保管・管理状況を調査した結果、他校では適切に保管・管理されていることを確認した。
- ・4月17日付で各県立高等学校への注意喚起文書を発出し、再発防止に向け指導を徹底した。
- ・該当する5市町教育委員会への連絡の後、当該校から該当中学校20校に対し、再発行を依頼する。